

入札心得書

- 1 入札希望者は、本心得書および契約書案ならびに公売物件を熟覧のうえ入札すること。
- 2 本心得書および契約書案について疑義のあるときは、担当職員に説明を求めること。入札後、本心得書および契約書案の各条項について不明不知の理由で異議を申し立てることはできない。
- 3 入札者は入札前に、個人が代理人をもって入札に参加する場合には委任者の身分証明書を提出すること。ただし、共同買受をしようとする場合は、共同買受人全員の身分証明書を提出すること。
- 4 個人が代理人をもって入札に参加する場合、または法人が代表者以外をもって入札に参加する場合は、その代理人であることを証する委任状を提出すること。
- 5 共同買受をしようとする場合は、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受人の代表者名をもって入札を行うこと。ただし、共同買受人が代理人をもって入札に参加する場合は、代表者選任届は不要とする。
- 6 入札申込受付の際、本心得書 3、4 または 5 に掲げる書類が不備な者は入札に参加できない。
- 7 入札保証金は、現金または能代市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を開札するまで納付すること。ただし、能代市財務規則第112条第1項に該当する場合はこの限りでない。
- 8 入札に際し、不正の行為があったと認められた者には、入札場外に退場を命ずる。
- 9 入札は、指定の入札書を使用し、入札者の住所、氏名を記入のうえ押印し、入札金額は公売物件の総額を1,000円単位で記入して（消費税は含まないもの）、封印のうえ入札時刻に提出すること。なお、封には公売物件名と入札者の氏名を記入すること。
- 10 提出した入札書は、開札の前後に関係なく書換え、引換え、または撤回をすることができない。
- 11 次の入札は、これを無効とする。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項各号の一に該当する者の入札。
 - (2) 入札保証金を納付しない者、またはその金額に不足のある者のした

入札。

- (3) 同一物件の入札について、2以上の入札をした者の入札。
- (4) 同一物件の入札について、2件以上の代理人となった者のした入札。
- (5) 同一物件の入札について、本人と代理人を兼ねた者のした入札。
- (6) 談合その他不正行為によって行われたと認められる入札。
- (7) 入札者の記名押印のない入札、もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札、または金額を訂正した入札。
- (8) 前各号に定めるもののほか、提示した条件に違反すると認められる入札。

12 開札は、公告に示した日時、場所に入札者の面前で行う。ただし、入札者が開札に立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。この場合、異議を申立てることができない。

13 入札は、市の最低価格以上の最高価格をもって落札と定める。落札となる同価格の入札者が2人以上あったときは、直ちに抽選をもって落札者を定める。ただし、同価格の入札者のうち、くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を定める。

14 各人の入札価格が最低価格に達しないときは、直ちに入札者をして再入札を行う。

15 落札者は、入札の日から7日以内に市の契約書案により売買契約を締結し、売買代金を契約締結後14日以内に市の指定する所定の方法により納付しなければならない。契約保証金は、現金または能代市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付し、受領書の交付を受けること。ただし、能代市財務規則第127条第1項に該当する場合はこの限りでない。

16 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。